令和2年度 第1回

大阪府都市計画審議会会議録

日 時:令和2年9月4日(金)

午前10時~午前11時30分

場 所:大阪市中央区大手前3丁目1番43号

プリムローズ大阪2階 「鳳凰の間」

議題

【審議案件】

- 議第454号「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について
- 議第455号「東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について
- 議第456号「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について
- 議第457号「東部大阪都市計画区域区分の変更」について
- 議第458号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について
- 議第459号「北部大阪都市計画道路の変更」について
- 議第460号「北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更」について
- 議第461号「南部大阪都市計画事業大和川左岸(三宝)土地区画整理事業の施行規程 及び事業計画の変更に対する意見書」について

令和2年度第1回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏 名	職名	出欠	備考
1		塚 口 博 司	立命館大学特任教授	出	会長
2		澤木昌典	大阪大学大学院教授	出	会長代理
3		多々納裕一	京都大学教授	欠	
4		島 田 洋 子	京都大学大学院准教授	出	
5		長谷川 路子	追手門学院大学講師	出	
6	学識経験のある 者	髙 岡 伸 一	近畿大学准教授	欠	
7		山 田 宏之	大阪府立大学大学院教授	出	
8		所 めぐみ	関西大学教授	欠	
9		中谷清	大阪府農業会議会長	出	
10		古 谷 裕 子	大阪商工会議所女性会副会長	欠	
11		山 本 寛	弁護士	扭	
12		大 坪 正 人	近畿農政局長	出	代理:農村計画課長 久保 浩昭
13		米 村 猛	近畿経済産業局長	欠	
14	関係行政機関 の職員	溝 口 宏 樹	近畿地方整備局長	出	代理:環境調整官 由井 伸直
15		野澤 和行	近畿運輸局長	出	代理:交通企画課長 片田 一真
16		藤本隆史	大阪府警察本部長	欠	
17		いらはら 勉	府議会議員 (維新)	出	
18		池下卓	府議会議員(維新)	出	
19		岡 沢 龍 一	府議会議員 (維新)	出	
20	府議会議員	山 本 真 吾	府議会議員(維新)	出	
21	лихдих	広 野 瑞 穂	府議会議員(維新)	出	
22		徳 永 愼 市	府議会議員(自民)	出	
23		原田 こうじ	府議会議員(自民)	出	
24		大橋 章夫	府議会議員(公明)	出	
25	市町村の長を 代表する者	澤 井 宏文	大阪府市長会会長	出	
26		和 田 吉衛	大阪府町村長会会長	欠	
27	市町村議会の 議長を代表	向 江 英雄	大阪府市議会議長会会長	出	
28	する者	矢 野 正憲	大阪府町村議長会会長	出	
29	大阪市長及び	松井 一郎	大阪市長	出	代理:副市長 高橋 徹
30	大阪市会議長	ホンダ リエ	大阪市会議長	出	

[※] 委員30名中23名出席

令和2年度第1回大阪府都市計画審議会 臨時委員名簿

令和2年9月4日

番号	職名	氏	名	関連議案番号	出欠
1	和泉市長	辻	宏康	議第458号	出

令和2年度第1回大阪府都市計画審議会 出席幹事名簿(大阪府)

令和2年9月4日

番号	職名	氏	名	備 考
1	都市整備部長	森 岡	武一	
2	事業管理室長	尾花	英次郎	
3	都市計画室長	田中	一 史	
4	計画推進課長	南	健 志	
5	交通道路室長	久 保	幸太朗	
6	河川室長	武 井	義孝	臨時:河川整備課課長補佐 矢野 定男
7	下水道室長	長 井	順一	臨時:事業課課長補佐 林 栄樹
8	港湾局長	山 田	順一	臨時:経営調整課長 仲石 淳
9	企画室長	大 中	英 二	臨時:計画課参事 藤野 昭生
10	みどり推進室長	北 尾	保 己	臨時:森づくり課参事 田中 武次
11	農政室長	原 田	行 司	
12	住宅まちづくり部長	藤本	秀司	
13	都市居住課長	日野出	俊 夫	臨時:都市居住課参事 今田 吉信
14	建築指導室長	山 添	光 訓	
15	府警本部交通規制課長	牧 野	哲 男	臨時:交通規制課管理官 南雲 博之
16	計画推進課参事	平 野	浩	臨時
17	計画推進課参事	鈴木	隆	臨時

令和2年度 第1回大阪府都市計画審議会 臨時幹事名簿(市)

令和2年9月4日

番号	職名	氏 名	関連議案番号	出欠
1	枚方市都市整備部長	山中 信之	議第457号	出
2	枚方市都市整備部 課長	北尾 直治	議第457号	出
3	門真市まちづくり部 次長	小野 義幸	議第457号	出
4	和泉市都市デザイン部長	小泉 充寛	議第458 号	出
5	和泉市都市政策室長兼都市政策担当課長	堀 勇樹	議第458号	出
6	岸和田市まちづくり推進部長	松下 貴志	議第458号	出
7	岸和田市まちづくり推進部都市計画課長	山田 俊晴	議第458号	出
8	田尻町事業部都市みどり課長	西 雅広	議第458号	出
9	田尻町事業部都市みどり課 主幹	井上 亮輔	議第458 号	出
10	茨木市都市整備部都市政策課計 画 係長	杉浦 啓太	議第459号 議第460号	出
11	堺市建築都市部高規格堤防推進室長	谷口 毅	議第461号	出

目 次

1	開会・・・・・・・・	1
2	議第454号	「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について・6
	議第455号	「東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について・6
	議第456号	「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について・6
3	議策457号	「東部大阪都市計画区域区分の変更」について・・・・・・・・・・18
Ü		「南部大阪都市計画区域区分の変更」について・・・・・・・・・・・18
4	議第459号	「北部大阪都市計画道路の変更」について・・・・・・・・・27
	議第460号	「北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更」について・・・・・・・・27
5	議第461号	「南部大阪都市計画事業大和川左岸(三宝)土地区画整理事業の施行規程
		及び事業計画の変更に対する意見書」について・・・・・・32
	BB A	3 9
6	闭会・・・・・・・・・	

1 開 会

(午前10時開会)

【司会】 大変お待たせいたしました。ただいまから、令和2年度第1回大阪府都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、 まことにありがとうございます。私は、本日の司会を務めます、都市整備 部都市計画室計画推進課の吉岡と申します。どうぞよろしくお願いいたし ます。

本日の審議会は、委員30名のうち、現在23名の委員に御出席いただいており、臨時委員を含めまして半数以上の委員に御出席いただいております。大阪府都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。また、本審議会は公開で行います。

それでは、審議会の開会に当たりまして、大阪府都市整備部長、森岡より御挨拶申し上げます。

【森岡 部長】 どうも皆さん、おはようございます。都市整備部長の森岡でございます。令和2年度第1回大阪府都市計画審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また足元がお悪い中、本審議会に御出席賜りまして、まことにありがとうございます。また開催日時の調整に当たり、皆様の御協力をいただき、本日、開催できる運びとなりましたことを重ねてお礼を申し上げます。

さて、人口減少、高齢化と併せまして、全国的に社会資本の老朽化も進んでおります。誰もが出かけやすい健康で快適な生活環境の確保を初め、 子育て世代などの若年層にも魅力的なまちづくり、既存ストックの有効活 用など持続可能な都市経営が今後のまちづくりにおいて重要な課題となっております。加えて、本年は新型コロナウイルス感染症が世界規模で流行しております。都市における過密という課題が改めて顕在化し、働き方あるいは住まい方について様々な議論が行われているところです。このような中、まちづくりに関する方向性などを調査・審議していただく本審議会、これまで以上に重要な役割を担っていただくものであり、その御指導をいただきながら市町村を初め関係者の皆様とともに着実に都市計画行政を進めていきたいと思っております。

本日は、今後10年間の都市計画の大きな方向を定めます都市計画区域 マスタープランなど8件につきまして、御審議いただくことになっており ます。委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見を賜りますよう、 お願い申し上げまして、簡単ではございますが開会の挨拶といたします。 本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 続きまして、本日、御出席いただいております委員の皆様を 御紹介いたします。

初めに、学識経験者の委員の方々を御紹介いたします。 塚口委員でございます。

【塚口 委員】 どうぞよろしくお願いします。

【司会】 澤木委員でございます。

【澤木委員】 澤木でございます。よろしくお願いします。

【司会】 島田委員でございます。

【島田 委員】 島田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 長谷川委員でございます。

【長谷川 委員】 よろしくお願いします。

【司会】 山田委員でございます。

【山田 委員】 よろしくお願いします。

【司会】 中谷委員でございます。

【中谷 委員】 よろしくお願いします。

【司会】 山本委員でございます。

【山本 委員】 山本です。よろしくお願いします。

【司会】 続きまして、大阪府議会議員の委員の方々を御紹介いたします。

いらはら委員でございます。

【いらはら 委員】 よろしくお願いします。

【司会】 池下委員でございます。

【池下 委員】 よろしくお願いします。

【司会】 岡沢委員でございます。

【岡沢 委員】 よろしくお願いします。

【司会】 山本委員でございます。

【山本 委員】 よろしくお願いします。

【司会】 広野委員でございます。

【広野 委員】 よろしくお願いします。

【司会】 徳永委員でございます。

【徳永 委員】 よろしくお願いいたします。

【司会】 原田委員でございます。

【原田 委員】 よろしくお願いします。

【司会】 大橋委員でございます。

【大橋 委員】 よろしくお願いします。

【司会】 続きまして、近畿農政局長代理の久保委員でございます。

【久保 委員】 久保と申します。よろしくお願いします。

【司会】 近畿地方整備局長代理の由井委員でございます。

【由井 委員】 由井でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 近畿運輸局長代理の片田委員でございます。

【片田 委員】 よろしくお願いします。

【司会】 大阪府市町会会長、澤井委員でございます。

【澤井 委員】 澤井でございます。よろしくお願いします。

【司会】 大阪府市議会議長会会長、向江委員でございます。

【向江 委員】 向江でございます。どうぞよろしくお願いします。

【司会】 大阪府町村議長会会長、矢野委員でございます。

【矢野 委員】 よろしくお願いします。

【司会】 大阪市長代理の高橋委員でございます。

【高橋 委員】 よろしくお願いいたします。

【司会】 大阪市会議長、ホンダ委員でございます。

【ホンダ 委員】 よろしくお願いします。

【司会】 なお、お手元の配席図に近畿経済産業局長代理の河上委員の 記載がございますけれども、公務のため本日は御欠席との御連絡をいただ いております。

また、本日は他の公務等により途中退席される委員の方々がいらっしゃ いますので、あらかじめ御了承願います。

本日は、議第458号議案に関連しまして、和泉市の辻市長に臨時委員として御出席いただいております。

【辻 委員】 よろしくお願いいたします。

【司会】 御紹介は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、お手元のほうにお配りしている資料の

確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧をごらんください。

- 1点目、「配付資料一覧」及び「配席図」。
- 2点目、大阪府都市計画審議会条例及び規則。
- 3点目、「議題」及び「付議案件一覧」。
- 4点目、「委員名簿」及び「幹事名簿」。
- 5点目、資料1、審議会議案書。
- 6点目、資料2、審議会資料。
- 7点目、資料3、審議会議案書(その2)。
- 8点目、資料4、審議会資料(その2)。
- 9点目、資料5、都市計画区域マスタープランの改定について。
- 10点目、資料6-1、公聴会の記録。
- 11点目、資料6-2、公述意見書に対する大阪府の考え方。
- 12点目、資料7、意見書の要旨と大阪府の見解。
- 以上、資料は12点でございます。

なお、委員及び幹事の皆様には、議案説明時の「パワーポイントの表示 画面」もお手元のほうにお配りをしております。

漏れ等ございませんでしょうか。

それでは、大阪府都市計画条例第5条第1項に基づきまして、会長が当会議の議長になると定められておりますので、ここからは塚口会長に議事進行をお願いしたいと存じます。塚口会長、よろしくお願いいたします。

【塚口 会長】 皆様方、おはようございます。本審議会の会長を務めております塚口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、本日、お忙しいところ御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、ただいまから令和2年度第1回大阪府都市計画審議会の議事

に入ります。

今回、あらかじめ審議いただきます案件につきましては、皆様方のお手元にお届けしておりますが、「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」を含みます8議案でございます。

まず、議第454号・455号・456号の3案件につきまして審議いたしたいと思いますが、これら3議案は共通する部分が多いわけですので、 一括して幹事から説明をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、採決はそれぞれ行いますけれども、説明を一括してお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

- 2 議第454号「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の 変更」について
- 3 議第455号「東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の 変更について」
- 4 議第456号「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の 変更について」

【幹事 南計画推進課長】 都市計画室計画推進課長の南でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案について御説明させていただきます。

議第454号、議第455号及び議第456号「北部大阪・東部大阪・ 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、いわゆる 「都市計画区域マスタープランの変更」については、共通する部分が多い ため一括して御説明いたします。都市計画区域マスタープランの変更につ いては、これまで本審議会で3回御報告しておりますが、関係機関との協 議、縦覧等の法定の手続も完了したため、本日、御審議をお願いするもの でございます。

資料1、「議案書」1ページから169ページ及び資料5に記載しておりますが、前方スクリーンにて御説明させていただきます。

都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2に基づき策定するもので、都市の発展の動向などを勘案して広域的視点から定める都市計画の基本的な方針を示し、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものです。また、市町村が定める都市計画に関する基本的な方針、いわゆる市町村マスタープランや府及び市町村が決定する個別の都市計画は、本マスタープランに即して決定されます。

本マスタープランの目標年次は、令和12年とします。社会経済情勢が 大きく変化し、対応が必要となったときなどには、適時適切に見直しを行 います。

本マスタープラン改定に当たりましては、本審議会にて平成28年に答申いただきました「大阪府における都市計画のあり方」を反映するとともに、本答申を踏まえて平成29年に策定されました上位計画である「大阪府国土利用計画(第五次)」に適合させ、併せて「将来ビジョン・大阪」などの府関連諸計画とも整合を図っております。

大阪府では、4つの都市計画区域を定めており、このうち北部、東部、南部大阪都市計画区域については、大阪府がマスタープランの改定をいたします。各都市計画区域の地理的特性としまして、北部大阪都市計画区域は淀川以北の区域で国土軸を有しております。東部大阪都市計画区域は、淀川と大和川、金剛生駒山系に挟まれた区域で、大阪市都心と連坦しております。南部大阪都市計画区域は、大和川以南の区域で、ベイエリアを有

しております。また、大阪都市計画区域のマスタープランは、大阪市に策定権限があるため、大阪市において近々開催される大阪市都市計画審議会に付議される予定であり、大阪府全体として定める目標や方向性については調整を図っております。

本マスタープランの構成ですが、第1章「都市計画区域マスタープランの概要」では、大阪の都市全体の概要及び各都市計画区域の概要を示しており、第2章「都市づくりの目標」では、大阪の都市構造上の特性を最大限に生かした都市づくりを進める必要があることから共通事項としております。また、第3章「区域区分の決定に関する方針」では、いわゆる線引きの区域区分の計画書としての役割を有しており、共通事項としての方針を示すとともに、各都市計画区域の人口・産業の規模に加え、5年以内に市街化する見込みがあると認められる保留区域について、そのおおむねの位置を定めております。後ほど説明いたします。第4章「主要な都市計画の決定に関する方針」では、共通事項として各方針の基本的な考え方を示すとともに、都市計画区域ごとの特性がある場所については個別に反映しております。第5章「都市づくりの推進に向けて」では、共通事項として都市計画の方針と併せて取り組むべきことについて定めております。

本マスタープランの改定のポイントですが、これまでの考え方を継承するとともに、人口減少や自然災害の激甚化等の社会情勢の変化や立地適正化計画制度の創設など都市づくりに関連する国の制度を勘案し、大阪の都市構造を活かしたコンパクトで鉄道・道路ネットワークが充実した都市づくりの推進、防災・減災都市づくりの強化、多様な機能を有する公園の重要性、スマートシティの推進、多様な主体の連携による都市マネジメントの促進、都市農地の保全・活用などの内容が新たに盛り込まれております。

本マスタープランの概要について、第1章「都市計画区域マスタープラ

ンの概要」により順に御説明いたします。

大阪の都市の概要として、まず人口の推移と将来推計です。棒グラフは、 大阪府全体の人口を示しております。最新の平成27年の国勢調査の結果 では、大阪府の人口は約884万人で、大阪府推計によると本マスタープ ランの目標年次である令和12年には、大阪府の人口は約833万人まで 減少します。また、都市計画区域ごとの人口は、北部大阪は令和2年にピ ークを迎えた後、穏やかに減少し始めるものと、東部大阪、南部大阪は既 に減少期に入っており、今後も急激に減少するものと推計されております。 次に、都市構造についてです。

全ての都市計画区域においては、主要な鉄道駅周辺や幹線道路沿道には、 大規模小売店舗、大学、高度医療施設、文化施設、広域公園等の多様な都 市機能が集積しており、これらの機能が鉄道・幹線道路等によりネットワ ーク化された都市を形成しております。

また、鉄道駅から半径1キロ圏である駅勢圏の人口割合は、北部大阪で60.8%、東部大阪で69.5%、南部大阪で64.4%となっており、いずれの都市計画区域においても駅勢圏に人口が集積しております。これらの現状から、大阪は全体として「コンパクト・プラス・ネットワーク」な都市を形成してるといえます。

第2章「都市づくりの目標」について御説明いたします。

本マスタープランでは、「国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成」、「安全・安心で生き生きと暮らせる大阪の実現」、「多様な魅力と風格ある大阪の創造」という3つの都市づくりの基本目標を定めております。また、これらの目標を実現するため、大阪都市圏の成長を支える都市基盤の強化、国内外の人・企業を呼び込む都市魅力の創造、災害に強い都市の構築、産業・暮らしを支える都市環境の整備、環境にやさしく、みどり豊かな都市

の形成、地域資源を活かした質の高い都市づくりという6つの方向性を定めております。併せて、都市づくりを進める上での視点として、大阪にふさわしいネットワーク性の高い都市づくり、多様な主体の連携・協働による都市マネジメントの推進を掲げております。これらを踏まえて、第3章から5章において都市計画の方針等を定めております。

第3章「区域区分の決定に関する方針」について御説明いたします。

本マスタープランの改定と同時に、後ほど御審議いただきます第8回区域区分の一斉見直しを実施するため、本マスタープランでは、その方針について示しております。区域区分はおおむね5年ごとに実施しており、第8回区域区分は5年後の令和7年の人口や産業の見通しから市街化区域の規模を想定しております。区域区分変更の方針としましては、市街地の無秩序な拡大の抑制に努めることを基本とし、市街化区域への編入は市町村マスタープラン等に位置づけられた区域とすること、都市機能を集約する区域や交通ネットワークを活かした産業立地を促進する区域において、必要最小限の区域で市街化区域に編入すること、住宅系土地利用は市町村マスタープラン等に位置づけられた地域の生活拠点からの徒歩圏の区域とすること、また、災害リスクの高い区域は、原則として市街化区域へは編入しないことなどの方針を定めております。

また、一斉見直しの区域以外に、現時点では市街化区域への編入条件を満たしていない区域のうち、市街化区域へ編入する必要性・見通しがあり、5年以内に計画的な事業実施の見込みがあると認められる区域を保留区域に設定し、計画的な事業実施が確実となった時点で市街化区域へ随時編入します。保留区域の設定の際には、住宅地として土地利用される予定の区域の想定人口を保留人口として設定しております。北部大阪都市計画区域における保留区域は2市2地区、保留人口は6,500人です。東部大阪

都市計画区域における保留区域は4市6地区、保留人口は4,400人です。南部大阪都市計画区域における保留区域は10市18地区、保留人口は1万人です。

次に、第4章「主要な都市計画の決定に関する方針」について御説明いたします。

まず、「土地利用に関する方針」では、市街化区域の土地利用の方針としまして、用途の配置については商業・業務施設等の都市機能は主要な鉄道駅周辺等の中心市街地において集積し、土地の有効・高度利用を促進すること、住宅地は既成市街地における配置を優先し、自然系の土地利用からの転換を抑制すること、低未利用地については都市計画制度や税制優遇等を含めた制度の活用により適正な活用が図られるよう検討すること、優良な農地については区域区分の運用や生産緑地制度の活用等により保全・活用を促進することなどの方針を定めております。

また、市街化調整区域の土地利用の方針としまして、自然環境や農空間 を維持・保全することを基本としますが、計画的な整備が行われることが 確実であり市町村マスタープラン等に位置づけられている区域については、 必要最小限の区域で秩序ある都市的土地利用を誘導します。

次に、「都市施設の整備に関する方針」では、都市高速鉄道等については、南北軸の強化や関西国際空港から国土軸・都心部へのアクセスの向上等のため、北大阪急行の延伸、大阪モノレールの延伸、なにわ筋線の整備など鉄道ネットワークの充実に向けた取り組みを促進するとともに、都市交通の安全性の確保と円滑化を図るため連続立体交差事業を推進することなどの方針を定めております。

道路については、国際競争力を高める物流・産業活動を支えるため、広域連携強化や物流の効率化、国土軸の強化に資する大阪都市再生環状道路

や新名神高速道路等のインフラ整備や、その効果を最大限に発揮するアク セス道路の整備を推進することなどの方針を定めております。

また、空港については関西国際空港はアジアのゲートウェイ空港を目指し、港湾については堺泉北港は国際コンテナ戦略港湾である阪神港との物流機能の連携を強化することなどの方針を定めております。

次に、河川整備の方針では、治水施設の整備による防ぐ施策とともに、 洪水リスク情報を共有する逃げる施策や降雨時の河川への流出を抑制する 雨水貯留・浸透事業等の凌ぐ施策を効果的・効率的に組み合わせた治水対 策に取り組むことなどの方針を定めております。

次に、下水道整備の方針では、下水道未整備地域の普及促進により水環境を管理するとともに、浸水対策として河川、関連公共下水道整備と連携し、時間雨量50ミリ程度の降雨に対して雨水施設を整備するとともに、特に寝屋川流域においては下水道増補幹線の整備や地下河川への接続等により、河川事業と連携した浸水対策に取り組むなどの方針を定めております。

次に、公園整備の方針では、みどりの少ない市街地の公園や山麓部・臨海部の周辺の自然環境と一体となった公園において、みどり空間を適切に維持管理し、みどりの少ない大阪の貴重な自然環境を保全しながら、広域避難場所や後方支援活動拠点に位置づけのある公園について、防災公園としての整備を推進することや、PMO型指定管理やP-PFI型施設整備などを導入し、にぎわいづくりに取り組むことなど、公園ごとの特色を生かした都市の顔となる公園づくりを進める方針を定めております。

次に、「市街地開発事業に関する方針」では、都市再生緊急整備地域等の主要な鉄道駅周辺等の中心市街地においては、商業・業務機能等の集積を図り、人・企業を呼び込む都市の創出を目指し、駅前等の生活拠点とな

る市街地においては、土地区画整理事業や市街地再開発事業により生活支援機能の充実を図り、多様な暮らしを選択できる都市の形成を目指すこととしております。また、第二京阪道路、大阪外環状線等の主要幹線道路沿道においては、工業・流通業務施設を誘導し、土地区画整理事業等により企業の立地ニーズに対応した土地利用に努めることとしております。

次に、「その他の方針」について御説明いたします。

都市防災につきましては、防災・減災の都市づくりとして都市の不燃化、耐震化、土砂災害・洪水・浸水対策などの方針を定めております。みどりにつきましては、みどりがもつ多様な機能をインフラ整備やまちづくりに活かすグリーンインフラ活用などの方針を定めております。居住環境につきましては、駅前周辺の中心地や既成市街地での建て替えを促進し、良質な住宅・宅地ストックの流通等を図ることや密集市街地の整備改善を推進することなどの方針を定めております。都市環境につきましては、低炭素・省エネルギー社会の実現として、歩いて暮らせる都市の構築や新エネルギー・省エネルギー技術の活用、エネルギーの面的利用等を促進することなどの方針を定めております。都市景観につきましては、地域地区、地区計画、協定制度等の積極的な活用により、地域の特性を活かした景観形成を促進することなどの方針を定めております。

最後に、第5章「都市づくりの推進に向けて」について御説明いたします。

成熟社会において、さらに生活の質を高めていくため、産・公・民・学が目標を共有し、総合的に都市を計画、整備、管理・運営する協働・連携の仕組みづくりを促進すること、民間が主体となってまちづくりや地域経営を積極的に行うエリアマネジメントの取り組みを促進すること、都市マネジメントにICTを活用し、都市全体の観点から最適化を図るスマート

シティの取り組みを推進することなどの観点を取り入れながら都市づくり を進めることとしております。

以上が、本マスタープランの説明となります。

都市計画の案の作成に当たり、令和元年12月11日から2週間、公述人の募集を行いましたところ、東部大阪、南部大阪について2名の方から公述申出があり、1月20日公聴会を開催しました。また、その内容を参考にし、案を策定しました。公聴会の内容は資料6-1に、公述の要旨と府の見解は資料6-2に記載しております。

また、令和2年5月18日から2週間、案の縦覧を行いましたところ、 東部大阪について2通の意見書の提出がございました。意見書の要旨と府 の見解は、資料7に記載しております。

なお、大阪市を除く42市町村へ都市計画法第18条に基づく意見照会 を行ったところ、意見なしとの回答をいただいております。

都市計画法第17条縦覧に係る意見書の意見と府の見解を御説明いたします。

まず1通目は、保留の区域の設定に関して、枚方市の村野西町がおおむね5年以内に計画的な事業の実施が見込まれる区域となった根拠を地権者に公開してほしい。地権者である自身は保留区域に設定することを知らず、地権者の意見を集約せずに調整されたとしか考えられないという御意見がございました。

これに対する府の見解ですが、保留区域の選定に当たっては、「第8回 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更方針」の編入基準と合致 した上で、地元との協議状況やスケジュール等を勘案し、おおむね5年以 内に事業実施が見込まれる区域を保留区域としているものです。なお、保 留区域とは、現時点で市街化区域を編入することを確定するものではなく、 当該区域を市街化区域へ編入する際は、改めて枚方市と協議・調整を行うとともに、公聴会の実施や都市計画法第17条に基づく縦覧により利害関係者の意見を聴くことになります。

次に2通目は、道路に関して歩道が狭く、また段差や電柱があることで 高齢者、子供を乗せた自転車、車いすなどが通りづらい。安心安全の道路 にしてほしいという御意見がありました。

これに対する府の見解ですが、道路空間の安全性については、交通施設に関する方針において歩行者・自転車走行空間の確保、バリアフリー化等の安全対策、道路の無電柱化を進めていくこととしております。

また、毎年4月から10月に雨水ますから蚊が発生するため、薬をまく のではなく雨水ますのデザインを変更してほしいという御意見がございま した。

これに対する府の見解ですが、雨水ますのデザインにつきましては、各 道路管理者により検討されるもので、広域的な都市計画の方針で定めるも のではないと考えております。

説明は以上でございます。

【塚口 会長】 ありがとうございました。ただいま幹事から説明がご ざいました議案につきまして、委員の皆様方から御意見、御質問ございま すでしょうか。

ちょっと待ってください。順番にいきましょう。

澤井委員、どうぞ。

【澤井 委員】 これは北部、東部、南部それぞれに交通施設に関する 方針ということで、道路のところで慢性的な交通渋滞の解消を図るという ような文言があります。これは街の発展のためには、大変渋滞の解消とい うのは重要なところだとは思っておりまして、おかげさまで府下主要幹線 道路沿道のまちづくりというのは、大阪府の御協力のおかげで活発に各地域これが進んでおります。本市も機会があるごとに府に対しても要望、御意見を述べさせていただいておるんですが、まちづくりが進みますと、これまで慢性的な渋滞があった箇所であったり、新たに便利になると車の流れというのは変わってまいります。そこでまた新たな渋滞というのが発生をしております。こういったところをぜひ防災の観点からも、私は新たな主要道路の整備について、大阪府さんには今後も引き続き御支援をいただきたいなということを、これは御意見でございます。よろしくお願いいたします。

【塚口 会長】 ありがとうございました。御意見として承っておきます。

そちら、もうお一方。山本委員、よろしくお願いします。

【山本 委員】 山本寛です。

今回、東部大阪都市計画区域の意見につきましては、公聴会で意見が述べられてるようでして、先ほど大阪府の見解としまして、今回、村野駅周辺地区を保留区域にする。その根拠としまして、第8回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更の方針の編入基準と合致したからということですが、ここからは質問になりますが、東部大阪都市計画区域において、編入基準と合致している地区というのは、村野駅周辺地区及び第二京阪道路沿線地区のこの2か所だけになるんでしょうか。もし、ほかにもこの編入基準に合致する地区がある場合に、なぜ今回、村野駅周辺地区をその中で特に保留区域にしたのかという経緯について、お聞かせいただきたいと思います。

【塚口 会長】 どちらがお答えいただけますか。どうぞ。

【幹事 南計画推進課長】 計画推進課長の南でございます。

ただいまの御質問でございます。市街化区域の編入基準に合致したというところでございますけども、今回の手続といたしまして、ただいま都市計画マスタープランということで保留区域を説明いたしましたけれども、この後の議案に東部大阪都市計画区域の区域区分の変更、いわゆる線引き区域は東田宮山之上地区と北島東地区、2地区ございます。この2地区につきましては、合致して市街化区域の見込みが成立しましたことから、今回、市街化区域に編入するという議案を後ほど提案させていただくと思っております。

そのほか、まだ条件としては整っているんだけれども、まだ見込みがないだとか、そういったものについては保留区域として今示しました地区についてお示ししたという状況でございます。

以上でございます。

【塚口 会長】 山本委員、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

【山本 委員】 はい。

【塚口 会長】 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

御意見、御質問もう出尽くしたようでございますので、採決に入りたい と思います。

本来ならば、この3案件、一つ一つお諮りすべきなんですが、もし御異議がなければ一括して採決したいと思いますが、そういうふうに一括でもよろしゅうございましょうか。一つ一つのほうがよろしいでしょうか。一括で御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【塚口 会長】 それでは、この3案件、454号、455号、456号

の3案件につきまして、承認するということで御異議ございませんでしょ うか。

(「異議なし」の声)

【塚口 会長】 ありがとうございます。御異議がないようですので、 原案どおり可決いたします。

臨時委員の方は入っていただいて。移動していただいたほうがよろしゅ うございましょうか。

次に御審議いただきますのは、議第457号、議第458号でございます。 両案につきましては、共通する部分が多いので、一括して幹事より説明してもらいます。よろしくお願いします。

- 5 議第457号「東部大阪都市計画区域区分の変更」について
- 6 議第458号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について

【幹事 南計画推進課長】 議第457号及び議第458号、「東部大阪及び南部大阪都市計画区域区分の変更」について、共通する部分が多いので一括して御説明いたします。

議案の説明に先立ち、区域区分を見直す際の基本的な考え方について御 説明いたします。

大阪府では、おおむね5年ごとに府域一斉に市街化区域及び市街化調整 区域の区域区分の見直しを実施しており、今回は第8回目の一斉見直しと なります。区域区分の変更は、平成30年2月策定の「第8回区域区分変 更についての基本方針」及び先ほど御承認いただきました「都市計画区域 マスタープラン」の「区域区分の決定に関する方針」に基づき変更を行う ものです。 方針の内容は、市町村マスタープラン、立地適正化計画等に位置づけられた区域で、都市機能を集約する区域や交通ネットワークを活用した産業立地を促進する区域としており、かつ住宅系土地利用は生活拠点からの徒歩圏の区域に限定するなど必要最小限の区域で市街化区域への編入を行うこととしております。今回の区域区分の変更に併せて、市町では関連する用途地域や地区計画等の都市計画の手続を進められており、区域区分の変更と同日で告示される予定でございます。

では、議案の説明をいたします。

資料1「議案書」179ページから185ページ、資料2「審議会資料」の5ページから14ページに記載しておりますが、前方のスクリーンにより御説明させていただきます。

まず初めに、議第457号「東部大阪都市計画区域区分の変更」について御説明いたします。

今回、区域区分の変更により新たに市街化区域へ編入する区域は、枚方市の東田宮山之上地区及び門真市の北島東第2地区の2地区でございます。この変更により、東部大阪の市街化区域は、5.9~クタールの増加となります。

まず初めに、東田宮山之上地区について御説明いたします。

当地区は、枚方市の南西部、国道1号の沿道に位置する市街化調整区域でございます。今回、市街化区域へ編入する区域は、赤色の枠線でございます。なお、地区の北部及び西部に隣接する区域は市街化区域となっております。市街化区域への編入に併せて、用途地域は準工業地域とし、併せて準防火地域を指定し地区計画を定めます。地区計画では、周辺の環境との調和を図るとともに、商業・業務施設の立地を誘導します。以上のことから、交通利便性に優れた立地特性を生かした土地利用を促進するととも

に、地域の生活利便性の向上とにぎわいを創出するため、市街化区域へ編入するものです。

なお、枚方市が決定する区域区分の変更に関連する都市計画につきましては、本年8月3日に開催されました枚方市都市計画審議会において承認されており、区域区分の変更と併せて告示される予定でございます。

次に、北島東第2地区は、門真市の南部、第二京阪道路の沿道に位置する市街化調整区域でございます。今回、市街化区域へ編入する区域は、赤色の枠線で示す区域でございます。なお、地区の南部及び東部に隣接する区域は市街化区域となっております。市街化区域への編入に併せて用途地域は準工業地域とし、併せて準防火地域を指定します。また、緑色の枠線で示す区域において土地区画整理事業を定め、黄色の枠線で示す区域において地区計画を定めます。土地区画整理事業により、道路、公園・緑地など基盤施設の整備を行うとともに、地区計画により第二京阪道路の交通利便性を生かし、物流施設や生活利便施設等の立地を誘導します。以上のことから、良好な市街地の形成が確実なため、市街化区域へ編入するものです。

なお、門真市が決定する区域区分の変更に関連する都市計画につきましては、本年7月17日に開催されました門真市都市計画審議会において承認されており、区域区分の変更と併せて告示される予定でございます。

都市計画の案の作成に当たり、令和元年12月11日から2週間、公述人の募集を行いましたところ、公述の申出はございませんでした。また、令和2年5月18日から2週間、案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。枚方市及び門真市へ都市計画法第18条に基づく意見照会を行ったところ、意見なしとの回答をいただいております。

次に、議第458号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について御説

明いたします。

今回、大阪府が定める区域区分の変更により新たに市街化区域へ編入する区域は、和泉市の山荘地区及び春木地区、岸和田市の岸之浦地区、田尻町の泉州空港中地区の4地区でございます。なお、堺市域の区域区分については堺市に決定権限があり、大阪府が定める区域区分の変更と並行して堺市において区域区分の変更手続が行われております。堺市が定める区域区分の変更により新たに市街化区域編入する区域は、萩原天神駅南地区の1地区でございます。大阪府及び堺市による変更により、南部大阪の市街化区域は48.4~クタールの増加となります。

それでは、大阪府が区域区分を変更する各地区について御説明いたします。

山荘地区は、和泉市の北東部、伯太伏屋線の沿道に位置する市街化調整区域でございます。今回、市街化区域へ編入する区域は、赤色の枠線で示す区域でございます。なお、地区の南部に隣接する区域は、市街化区域となっております。市街化区域への編入に併せて用途地域は第1種中高層住居専用地域とし地区計画を定めます。地区計画により周辺地域の生活利便性向上のため、商業施設の立地を誘導します。以上のことから、良好な市街地の形成が確実なため、市街化区域へ編入するものです。

次に、春木地区は、和泉市の西部、唐国久井線の沿道に位置する市街化調整区域でございます。今回、市街化区域へ編入する区域は、赤色の枠線の区域でございます。なお、地区の西部に隣接する区域は、市街化区域となっております。市街化区域への編入に併せて、用途地域は準工業地域を指定しますが、唐国久井線の沿道の区域と一体的な土地利用を図るため、青色の枠線で示す区域の用途地域を第2種住居地域から準工業地域へ変更し、沿道の区域も含め地区計画を定めます。地区計画により幹線道路沿道

の交通利便性を生かし、物流施設の立地を誘導します。以上のことから、 良好な市街地の形成が確実なため、市街化区域へ編入するものです。

なお、和泉市が決定する区域区分の変更に関連する都市計画につきましては、7月14日に開催されました和泉市都市計画審議会において承認されており、区域区分の変更と併せて告示される予定でございます。

次に、岸之浦地区は、岸和田市の臨海部、大阪府港湾局において公有水 面埋立事業を実施している阪南2区の一部に位置しています。今回、公有 水面埋立事業を実施している阪南2区の区域のうち、5年以内に都市的土 地利用が行われる見込みがある赤色の枠線で示す区域について市街化区域 に編入し、用途地域として準工業地域を指定するものです。

なお、岸和田市が決定する区域区分の変更に関連する都市計画につきましては、7月3日に開催されました岸和田市都市計画審議会において承認されており、区域区分の変更と併せて告示される予定でございます。

次に、泉州空港中地区は、関西国際空港2期島に位置する市街化調整区域でございます。2期島においては、土地利用が未確定の区域があることから、都市的な土地利用が確定した区域から順次、市街化区域へ編入をしています。今回、平成28年度に市街化区域へ編入した区域に接する区域において、リムジンバスの駐車場等として土地利用が確定したことから市街化区域へ編入し、用途地域として準工業地域を指定するものです。

なお、田尻町が決定する区域区分の変更に関連する都市計画につきましては、本年7月17日に開催されました田尻町都市計画審議会において承認されており、区域区分の変更と併せて告示される予定でございます。

都市計画の案の作成に当たり、令和元年12月11日から2週間、公述 人の募集を行いましたところ、公述の申出はございませんでした。また、 令和2年5月18日から2週間、案の縦覧を行いましたところ、1通の意 見書がございました。なお、和泉市、岸和田市及び田尻町へ都市計画法第 18条に基づく意見照会を行ったところ、意見なしとの回答をいただいて おります。

提出された1通の意見書の要旨と府の見解は資料7に掲載しておりますが、その意見書の内容については、和泉市春木地区に対する御意見として、春木地区の周辺に位置するテクノステージ和泉への通勤車両や週末の大型商業施設への出入り車両の大渋滞に対して対策をお願いしたい。都市計画の決定と同時に、具体的な交通渋滞対策案を示してほしいという御意見がございました。

これに対する府の見解として、今回の市街化区域の編入に際し、地区周辺の交通渋滞対策については、市、道路管理者である大阪府及び関係機関は従来より今後の渋滞対策に向け協議を進めています。また、和泉市が定める地区計画により大型商業施設の立地等を制限するなど交通負荷に配慮しています。なお、今後の開発事業については、土地利用計画が具体化する段階で市において開発事業者と適切に協議していくことになります。

説明は以上です。

【塚口 会長】 ただいま幹事から説明を受けました議案につきまして、 委員の皆様方から御意見、御質問ございましたら承りたいと思います。い かがでしょうか。

どうぞ。原田委員、どうぞ。

【原田 委員】 ありがとうございます。私のほうから、先ほど意見書が出た春木地区について、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

意見書にあるように渋滞のほうがあるということで、府道も絡む話です し、近隣の皆さんも不安に思っておられるという面もあると思うんですが、 改めて大阪府のほうにどのように渋滞対策に取り組んでいくのか、改めて お伺いしておきたいと思います。

【塚口 会長】 事務局でお願いいたします。

【幹事 久保交通道路室長】 大阪府の交通道路室室長、久保でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま頂戴いたしました春木地区に係ります御意見でございますが、このお示しのとおり、この場所、特にあゆみ野3丁目南交差点という交差点がございます。ここを中心に周辺が慢性的に渋滞をしているということは承知してございます。東西方向に府道の御指摘のように春木岸和田線が走っております。南北方向には、市道ではありますけど和泉市道が走ってございまして、この交差点が周辺の岸和田インターチェンジの方向へ向かう、あるいは大きな複数の商業施設があるということからかもわかりませんけど混んでるという認識でございます。このため、現在の渋滞の改善に向けまして、この秋に双方の道路管理者であります大阪府それから和泉市さんと協力をいたしまして、まずは交通量の調査を少し広めに周辺、この3丁目南交差点だけではなく、広めに数か所で調査を実施したいと思ってございます。その得られた結果データから具体的に渋滞対策としてどのような方法をどう組み合わせるのがいいのかということを検討を加えまして、府市で連携をして適切な対策を実施してまいりたいというふうに思ってございます。

また、この対策に加えまして、将来の物流施設の新たな立地に当たりましても、将来、事業者が決定をして施設計画が具体化してきた段階で、連携を府と市で行いながら事業者に対して講じるべき対策を要請する。しっかりとした取り組みをしていきたいというふうに思います。

よろしくお願いいたします。以上でございます。

【塚口 会長】 原田委員、いかがでしょうか。よろしゅうございまし

ようか。ありがとうございます。

ほかに御発言はございますでしょうか。

それでは、臨時委員の和泉市長さん、お願いいたします。

【辻 委員】 和泉市の辻でございます。

日ごろは、本市の都市計画行政に御支援、御協力をいただいておりますことに心からお礼を申し上げます。また、本日は、議第458号「南部大阪都市計画区域区分の変更」に関しまして、臨時委員の発言機会をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げます。若干、先ほどの御説明とダブるところはあるんですけども、本市の都市計画の対象のうち和泉市春木地区につきまして、7月14日に開催されました本市の都市計画審議会の状況について御説明をさせていただきます。

南部大阪都市計画区域区分の変更に関する都市計画としまして、和泉市春木地区地区計画の決定について、本市都市計画審議会に付議しましたところ、全会一致で原案可決されました。しかしながら、当該地区周辺の地域から渋滞対策についての意見、要望が出ていることから、本市都市計画審議会から市に対し、当該地区周辺の渋滞対策の推進に当たっては、地元との協議を鋭意行うとともに、地元の理解をより深めていただくよう取り組まれたいとの意見が付されたものでございます。このことにつきまして、本市では従来から渋滞対策について大阪府さんや警察などの関係機関と積極的に協議を進めているところでございまして、今年度は先ほども御報告いただきましたが、交通量調査を実施するとともに、渋滞対策を検討する予備設計業務を進めてまいります。その後の予定といたしましては、実施設計業務を行い、大阪府と共同して交差点改良工事を実施してまいります。また、開発事業者に対しましても適切に協議をすることで地域の要望に応えられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

春木地区は、本市の産業拠点でございますトリヴェール和泉西部地区に 隣接する地域にございまして、阪和自動車道岸和田和泉インターチェンジ に近接するとともに、空港、幹線道路等交通アクセスにも恵まれているこ とから、本市の産業全体の高度化と活性化を牽引する産業拠点として、さ らなる機能の強化を図るため、このまちづくりはぜひとも進めていきたい と考えております。なお、周辺地区の渋滞対策を進める際には本市審議会 の附帯意見も踏まえ、地元への説明を丁寧に行うとともに、地元の意見も 聞きながら取り組んでまいりますので、皆様方の御理解とお力添えを賜り ますよう、よろしくお願いをいたします。どうもありがとうございます。

【塚口 会長】 どうもありがとうございます。

ほかに委員の皆様方から御発言はございますでしょうか。

特にないようでございますので、お諮りしたいと思います。

まず、議第457号につきましては、御質問等もございませんでしたので、この議案につきましては承認ということでよろしゅうございましょうか。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

塚口 会長】 ありがとうございます。まず、457号は異議がないということでございますので、原案どおり可決ということにいたします。

それから、458号ですが、原田委員から渋滞に関する御質問が出ました。そして、それに対しまして、和泉市長さんから渋滞対策について地元の理解を深めるよう取り組むという決意表明がございました。こういうことでございますので、特に御異議があるというように思えませんので、お諮りしたいと思いますが、承認ということでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声)

【塚口 会長】 ありがとうございます。458号は従いまして可決い

たしました。ありがとうございました。

和泉市長さん、どうもありがとうございました。

それでは、次に移ります。

議第459号、議第460号につきましては、共通する部分が多いですので、一括して幹事より説明いたします。

- 7 議第459号「北部大阪都市計画道路の変更」について
- 8 議第460号「北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更」について

【幹事 南計画推進課長】 議第459号「北部大阪都市計画道路の変更」及び議第460号「北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更」の2案件は、相互に関連がございますので一括して御説明いたします。

資料1「議案書」176ページから181ページ、資料2「審議会資料」11ページから18ページに記載しておりますが、前方のスクリーンにより御説明させていただきます。

本案件は、国際文化公園都市、通称「彩都」事業に関連する都市計画道路及び都市高速鉄道の変更となりますので、最初に彩都事業の現状やこれまでの経緯について御説明いたします。

彩都は、箕面市と茨木市にまたがる北大阪の丘陵地に位置し、平成4年の都市計画決定後、平成6年から現在のUR独立行政法人都市再生機構が土地区画整理事業の認可を得て、順次事業が進められてきました。地区は西部・中部・東部の3地区で構成されており、西部地区は平成16年にまちびらきを行い、現在約1万6,000人の人口となっております。中部地区は平成28年に事業が完了し、大型物流施設などが稼働しております。東部地区は山手台のサニータウンに隣接し、先行して中央東地区では事業

が進められ、山麓線エリア地区では今年の3月で土地区画整理事業が完了しております。

彩都事業は、都市再生機構が事業主体として住宅も含めた複合的なまちづくりを進めることとしておりましたが、平成20年に機構の事業再評価において、東部地区については施行主体として事業を実施することが困難となり、東部地区から撤退の意思表明がなされました。大阪府・茨木市・都市再生機構や民間事業者等で構成する彩都建設推進協議会が平成24年に「東部地区検討会」を立ち上げ、今後のまちづくりの方針などを検討してまいりました。東部地区検討会において、昨今の人口減少等の社会情勢の変化やものづくり産業等の府外流出などの経済状況の変化を踏まえ、事業内容を再検討し、平成27年に産業・業務系の土地利用を中心としたまちづくりの考え方を取りまとめ、この考え方に基づき先行して2地区で事業が進められております。

平成30年には、彩都東部地区地権者協議会において「彩都東部地区全体開発計画案」が策定されました。彩都東部地区全体開発計画案では、大きく分けて3つの目標を定めました。1つ目は、産業・業務施設を主体とする土地利用を目指すこととしております。2つ目は、全体をAからFの6つの区域に分割し、それぞれで組合土地区画整理事業を目指すこととしております。3つ目は、茨木箕面丘陵線を含む通称C区域から事業化を目指すこととしております。令和元年に彩都建設推進協議会が「彩都東部地区の土地利用方針(案)及び土地利用計画(案)」を取りまとめるとともに、C区域で土地区画整理準備組合が設立されました。

御説明いたしました彩都事業の経緯を踏まえまして、大阪府が決定する 都市計画の内容としては、都市高速鉄道と都市計画道路の変更がございま す。なお、彩都事業に関連して茨木市が決定する都市計画は、土地区画整 理事業など合わせて8項目でございます。これらにつきましては、本年7月8日に開催されました茨木市都市計画審議会において承認されており、 府が決定する都市高速鉄道及び都市計画道路の変更と併せて告示される予 定でございます。

それでは、府が決定する都市計画の具体的な変更内容について御説明い たします。

まず、都市高速鉄道の国際文化公園都市モノレール及び道路の国際文化 公園都市モノレール専用道の変更内容から御説明いたします。

国際文化公園都市モノレール及び国際文化公園都市モノレール専用道は、万博記念公園駅を起点とし、彩都東部地区に至る延長約8,190メートルの都市高速鉄道及び道路で、そのうち茨木市域の都市計画は約5,470メートルでございます。現在、万博記念公園駅から彩都西駅まで開業しておりますが、東部地区の土地利用が住宅系から産業・業務系へ見直されたことに伴い計画人口が減少し、需要及び採算性が見込めなくなることから、未整備区間である彩都西駅から東センター駅までの延長約2,170メートルを廃止するとともに、東部地区に計画されている山手台車庫を廃止するものでございます。

続きまして、茨木箕面丘陵線の変更内容につきまして御説明いたします。 茨木箕面丘陵線は、彩都西部・中部・東部地区を東西に貫く延長約4, 150メートル、標準幅員42メートルの幹線道路で、現在、中部地区ま で府道茨木摂津線として供用している路線でございます。

今回、変更を行おうとする区間は、彩都中部地区の西側から都市計画道路耳原大岩線までの区間でございます。これまでは、モノレールの導入を考慮した線形としており、中部地区から山手台車庫や東センター駅に向けて北側に振り、一部橋梁部にも曲線が入る線形としておりましたが、モノ

レールが廃止となることで彩都東部地区全体開発計画案の中で線形を見直 し、橋梁区間とその前後を直線となるよう変更するとともに、現在事業中 である中央東地区内の線形にすりつけることにします。この線形の変更に より、延長が4,150メートルから4,140メートルになります。

幅員につきましては、良好な住居環境を保全する目的から、道路両側に環境施設帯を配置する計画としていましたが土地利用を住宅系から産業・業務系へ変更することから積極的な沿道利用を図るため、環境施設帯としての植樹帯を廃止し、モノレールの導入空間であった中央帯の幅員を減少するなどにより幅員が42メートルから25メートルに変更になります。また、構造形式が掘割式から地表式になります。

参考にイメージ図をお示しいたします。御説明させていただいた変更内容により、走行性の向上が図られるとともに、全延長が短くなることから整備費の縮減や併せて組合土地区画整理事業の早期実現性が確保されることになります。

続きまして、上郡佐保線の変更内容につきまして御説明いたします。

上郡佐保線は、府道余野茨木線と府道忍頂寺福井線と重複し、忍頂寺福井線から彩都東部地区内を経由して府道茨木摂津線に接続する延長約4,280メートル、標準幅員16メートルの幹線道路でございます。今回、変更を行おうとする区間は、忍頂寺福井線から彩都東部地区内の終点までです。

本路線は、茨木箕面丘陵線を変更することにより、茨木箕面丘陵線と上郡佐保線との交差形式が立体交差から平面交差となることや、府道忍頂寺福井線との接続方法や沿道の土地利用を考慮した結果、お示しした線形に変更いたします。これにより、産業・業務系の土地利用に適した大規模な区画の設置が可能となります。茨木箕面丘陵線以北の区間は、土地区画整

理事業において区画道路を設置する計画となったことから、駅前交通広場 と合わせて廃止します。

次に、周辺環境への影響について御説明します。

彩都事業に係る環境影響評価は、平成4年の当初都市計画決定の際に大阪府環境影響評価要綱に基づき実施し、環境影響評価法や条例を適用するものではないため今回の都市計画変更に際して調査を必要とするものではございません。しかし、事業実施に当たっては任意で周辺環境への影響を調査し、影響が小さいことを確認しておりますので調査結果を御紹介いたします。

まず、予測・評価の方法は、東部地区の全域が整備された時点での自動車の走行や商業・製造業等の施設の稼働に伴う影響を予測、評価いたします。調査項目としては、東部地区周辺における大気質、騒音、振動について予測、評価いたします。予測位置は、東部地区の周辺で住宅が近接し、環境影響が大きくなると予想される画面にお示しした地点10地区を選定し、予測しました。

予測の結果をお示しいたします。例えば大気質における二酸化窒素については3か所で予測しており、予測値は①の佐保では0.0298ppm、②の山手台7丁目では0.0304ppm、③の東福井3丁目では0.0308ppmとなっており、環境保全目標である0.04ppmから0.06ppmもしくはそれ以下の値を満足する結果となっております。このように、いずれの位置でも全ての項目で環境保全目標を満足する結果となりました。

なお、都市計画の案の作成に当たり、令和元年12月10日から2週間、 公述人の募集を行いましたところ、公述の申出はございませんでした。ま た、令和2年4月13日から2週間、案の縦覧を行いましたところ、意見 書の提出はございませんでした。なお、茨木市へ都市計画法第18条に基づく意見照会を行ったところ、意見なしとの回答をいただいております。

説明は以上でございます。

【**塚口 会長**】 ただいま幹事から説明を受けました議案につきまして 御意見、御質問ございませんでしょうか。

特に御質問等はないようでございますね。そういたしますと、この案件をお諮りするわけでありますが、459号と460号は不可分な計画になっておりますので、一括してお諮り申し上げたいと思います。

456号と460号議案につきまして、承認ということでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声)

【塚口 会長】 両案は可決いたします。

それでは、本日最後の案件に移ります。

議第461号でございます。議案書(その2)のほうでございますが、 議案書には知事に提出された意見書の全文を添付し、議案書資料(その 2)でございますが、ここには意見書のうち審議対象となる意見全てに施 行者の見解を示した資料を添付いたしまして、皆様方に事前に送付してい るわけでございます。改めて、どのような意見であるかを幹事から説明し てもらいます。よろしくお願いします。

9 議第461号「南部大阪都市計画事業大和川左岸(三宝)土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更に対しる意見書」について

【幹事 南計画推進課長】 議第461号「南部大阪都市計画事業大和 川左岸(三宝)土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更に対する 意見書」について御説明いたします。

本案件は、土地区画整理法第71条の3に基づき、UR、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更に対し、利害関係者から知事に提出された意見書について、都市計画審議会の意見を聴くものです。この規定により「審議会の意見を聴き」、すなわち本審議会の意見を知事に御回答いただき、「意見を付して」、すなわち本審議会の意見を提出された意見書に付して、知事が国土交通大臣に送付するものです。

次に、本審議会までの経過についてですが、今回、都市再生機構は平成29年度に国土交通大臣の認可を受けた施行規程及び事業計画を変更するため、本年3月17日に変更認可申請を行いました。申請を受けた国土交通大臣は、変更する施行規程及び事業計画を6月15日から28日まで縦覧するよう告示しました。7月12日までの意見書提出期間中、利害関係者1名から意見書が提出されたため、本審議会の意見を聴くこととなりました。

次に、本審議会を含む今後の手続の流れを御説明いたします。

本審議会におきましては、提出された意見書をもとに、都市再生機構が変更する施行規程及び事業計画の内容を修正する必要があるか、必要がないかを伺います。知事は提出された意見書に本審議会の意見を付して、認可者である国土交通大臣に送付いたします。国土交通大臣は、本審議会の意見を参考に意見書の内容を審査し、意見を採択すべきではない、つまり事業計画を修正させる必要がないと判断した場合、意見書提出者に不採択である旨を通知し、都市再生機構の施行規程及び事業計画を認可します。一方、意見を採択すべきである、つまり事業計画を修正させる必要があると判断した場合、国土交通大臣は都市再生機構に対し事業計画を修正する

よう命じ、機構が修正した上で再度縦覧します。その後、意見書が提出されなくなる、または提出されても国土交通大臣が全て採択すべきではない と判断するまで、同様の手続を繰り返すことになります。

それでは、事業計画及び施行規程の変更の概要、並びに経過について御 説明いたします。

事業計画書は資料4「審議会資料(その2)」の7ページから29ページに、施行規程は30ページから41ページに添付しておりますが、前方のスクリーンにより御説明いたします。

三宝地区は、堺市の北端の一級河川大和川沿いに位置し、東西約1キロに広がる地区です。地区の東側約1.1キロに南海本線七道駅があり、地区内の中央部を南北に府道大阪臨海線が走り、地区内の北側地下部に、本年3月28日に全線開通した阪神高速大和川線が走っております。また、現在、三宝地区を含む約3.1キロメートルの区間で、国土交通省が高規格堤防整備事業を進めております。

本土地区画整理事業は、国土交通省が行う高規格堤防事業との連携による早期の防災性向上、また大和川線上部や河川用地の有効活用による良好な市街地形成を行うことを目的に、平成27年に都市計画決定され、平成29年6月、国土交通大臣の事業計画認可を受け事業が進められております。

次に、今回の事業計画及び施行規程の変更内容について、具体的に御説明いたします。

事業計画変更の1点目、「先行整備街区の形状変更」ですが、今後の盛 土造成に先立った地区内権利者の移転先である先行整備街区において、認 可後も引き続き移転希望者と調整を重ねた結果、区画道路と接する間口と 奥行きのバランスを見直す必要が生じたため、街区の形状を変更するもの でございます。

2点目、「大和川線上部の土地利用計画の変更」ですが、大和川線の道路区域の確定に伴い、改めて堺市、河川管理者、大和川線管理者と協議を行い、大和川線上面の土地利用計画を変更するものでございます。また、これらの変更により区画道路の位置や延長を変更しております。

最後に、「資金計画」の変更ですが、資金計画書に定める支出について 認可後の収支実績の反映と合わせ、工事費内の調査設計費及び事務費を変 更するものでございます。

続きまして、施行規程の変更内容について御説明いたします。

今回の変更内容は、1点目、第5条について、事務所の所在地を森之宮 にある都市再生機構西日本支社としておりましたが、その後、本現場付近 に事務所を設置したことから所在地を変更するものでございます。

2点目、第26条について、清算金を分割して徴収または交付する場合の利子の利率について、本年4月の民法改正に合わせて年6%から法定利率に変更するものでございます。

3点目、第32条について、施行者である都市再生機構が行う公告の掲示場所を、1点目と同様、本地区付近にある事務所に変更するものでございます。

それでは次に、提出された意見書の内容について御説明いたします。

意見書の写しを資料3「議案書(その2)」、1ページから27ページに添付しております。また、資料4「審議会資料(その2)」の1ページは意見書の項目を一覧にしたものであり、2ページから6ページは一覧のうち土地区画整理法の趣旨から審議対象となる意見の項目を抜粋し、都市再生機構の見解を記述したものでございます。これらの審議対象意見から主な項目について幾つか御説明いたします。

まず、事業計画に対する意見ですが、大きく分けて土地区画整理法やその他法令に違反するという意見、事業計画の記載内容に不備や計算間違いがあり、これらを修正すべきという意見がございました。

法令違反に関する意見の1点目は、本区画整理事業で整備される区画道路の幅員について、堺市開発行為等の手続に関する条例第7条第1項に基づく6.7メートルを下回り、違法であるというものでございます。

2点目は、本区画整理事業で整備される公園の面積について、堺市公園 条例第4条の2に規定する市民1人当たり10平方メートルを下回り、違 法であるというものでございます。

これらの見解に対し、都市再生機構は次の見解を示しております。

法令違反に関する意見の1点目については、「同条例は、都市計画法に 規定されている土地区画整理法などの開発行為は適用されません。また、 本区画整理事業の道路幅員は、土地区画整理法施行規則に基づき堺市と協 議して設定しており、法令違反ではありません。」という見解でございま す。

続きまして2点目の見解については、「当該条文は、堺市全域の将来像として市民1人当たりの公園敷地面積を定めたものです。また、本区画整理事業の公園面積は、土地区画整理法施行規則に基づき、堺市と協議して設定しており、法令違反ではありません。」という見解でございます。

次に、記載不備や計算間違いに対しての見解ですが、「関係機関との協議・調整を行った上で土地区画整理法その他法令を遵守し適切に定めており、記載不備や誤りはありません。また、本区画整理事業に該当しない法定事項については、事業計画書に記載する必要はありません。」という見解でございます。例として挙げておりますのが、「事業計画書」の5ページ「土地利用計画表」について、各種目の面積を合計面積で割っても構成

比率に記載する率分にならない、つまり計算間違いだという意見でございます。これに対して都市再生機構は、土地利用計画表は「事業計画書」 7 ページから 8 ページの「土地の種目別整理施行前後対照表」をもとに、面積を平方メートルからヘクタールに換算し、少数第一位の表記としたものなので、計算間違いではありませんという見解を示しております。

続いて、施行規程に関する主な意見でございます。

こちらも事業計画と同様、法令違反と記載不備に二分されます。法令違反に関する意見の1点目ですが、施行規程第26条において、清算金を分割して徴収または交付する場合の利率を年6%と記載しているのは、民法第404条に違反するため年3%に修正せよという意見です。

2点目ですが、施行規程第27条第3項について、延滞金を算出する際に第26条の利率年6%に10.75%を足すと、消費者契約法第9条第2項の規定率分を超え違法であるという意見です。

3点目ですが、施行規程第32条において、都市再生機構が行う公告の 方法が、官報の掲載と堺都市再生事務所の掲示のみであるが、これは土地 区画整理法施行規則第4条の4の規定に違反するという意見でございます。

そのほか施行規程の記載不備の修正を求める意見がございました。

これに対し、都市再生機構は次の見解を示しております。

法令違反に関する意見の1点目については、「本年4月1日の民法改正を反映し、民法第404条の規定による法定利率以内と施行規程を変更しており、民法に違反しません。」という見解でございます。

2点目については、「土地区画整理法第110条第4項においては、延滞金は3%の利子を含めた清算金に年10.75%の割合を乗じて計算するとされており、分割徴収の利子の利率を加算して乗じるものではないため、消費者契約法に違反していません。」という見解でございます。

3点目について、「認可者に対する施行規則第4条の4の規定に準じ、 都市再生機構が本区画整理事業において行う公告は、官報に掲載し、かつ 施行地区に近接する堺都市再生事務所に掲示して行うことと定めており、 土地区画整理法の違反はありません。」という見解でございます。

また、そのほかの「修正すべき」という意見については、全て適正であ り、修正の必要はないという見解でございます。

意見書には、ただいま御説明した主な意見のほか、施行規程及び事業計画書の全般にわたり法令違反、記載不備や計算誤り等があるため修正を加えるべきとの意見がございました。都市機構はこれらに対し、関係機関との協議・調整を行った上で土地区画整理法その他法令を遵守しており、本変更により適切かつ円滑な事業の実施が可能になるものと考えているとの見解を示しております。

以上が、意見書の主な項目と都市再生機構の見解でございます。説明は 以上でございます。

【塚口 会長】 ただいま事前送付いたしました意見書全文にある主な意見項目と施行者の見解について、幹事から説明がございました。本審議会として、意見書の意見に基づきまして「施行規則及び事業計画を修正の上、再度縦覧すべき」と知事に回答するか、あるいは「施行規則及び事業計画を修正する必要がない」と知事へ回答するか、このいずれかを審議会意見とするわけでございますので、皆様方に御審議いただきたいわけでございます。

それから、ただいま幹事の方から主な意見に対する施行者の見解がございましたが、ここで述べられているのは、幹事さんも説明されておりましたが、これは府の見解ではなくて施行者である都市再生機構、その施行者の方の意見であるということでございますので、そこのところは御留意い

ただきまして、御意見、御質問をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

特に御発言がないようでございますので、皆様方お手元にございます資料4の1ページにございます意見書の項目、かなりたくさんございます。この中から主要なものを選んで幹事から6項目について御説明いただいたわけでございます。この意見につきまして、一つ一つお諮りするというのも、これはまた非常に大変な時間もかかりますし、もし皆様方から御異議がなければ、幹事が全ての質問項目について説明したわけではございませんが、主要なものを押さえているということでありますので、できれば一括して皆様方にお諮りしたいと思いますが、そういう方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【塚口 会長】 ありがとうございます。異議がないということでございますので、改めて議第461号についてお諮りいたします。原案どおり御承認、つまりどういうことかといいますと、施行規程及び事業計画を修正する必要がないというふうに知事に回答するということでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声)

【塚口 会長】 ありがとうございます。それでは、そのように知事に 回答することにいたします。

9 閉会

【塚口 会長】 以上で、本日の審議は全て終了いたしました。

本日の御審議いただきました議案につきましては、直ちに事務局におい

て必要な手続を進めさせます。

委員の皆様方には、円滑な議事の進行に御協力いただき、ありがとうご ざいました。

それでは、事務局にお返しいたします。

【司会】 長時間にわたる御審議、ありがとうございました。

本日の御審議いただきました御意見を踏まえ、必要な手続を進めてまい ります。

それでは、以上をもちまして令和2年度第1回大阪府都市計画審議会を 閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

(午前11時30分)